

令和4年9月26日から、陽性診断された方への対応が変わります。

保健所からの連絡/自宅療養中の支援の流れ

変更なし

発生届の
届出対象者

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクあり、かつ治療薬や酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠している方

新規

発生届の
届出対象外

左記の①～④に該当しない方

医療機関受診・診断



保健所に、発生届が届く



(保健所が行うこと)

- ① 陽性者にSMS、または電話で連絡します
- ② 症状の聞き取りを行い入院、宿泊、自宅療養等を調整します
- ③ 自宅療養者については、東京都フォローアップセンター等で健康観察となります
- ④ MY HER-SYS等で療養証明の発行できます

医療機関受診・診断 または 自主検査で陽性確認



東京都陽性者登録センターに、患者本人が登録する



東京都陽性者登録センターが「重症化あり」と判断した場合、医療機関の受診を案内されます。

内容	連絡先
① 健康観察の希望 ② 配食、パルスオキシメーター ③ 体調等の相談 ④ 医療機関受診の相談	うちさぼ東京 0120-670-440 24時間受付 ※ ③④は、東京都陽性者登録センターに登録しなくても利用可能です。
⑤ 宿泊療養	宿泊申し込み窓口 03-5320-5997 毎日午前9時から午後4時
⑥ 体調や医療機関受診の相談	足立区発熱相談センター 03-3880-5747 平日午前9時から午後5時